



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………
- ……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)…

告示

●東京都告示第九百五十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計に限る。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年九月十二日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 墨田区、足立区、葛飾区及び江戸川区
- 二 検査期日 令和六年十月十六日から同月三十一日まで
- 三 検査場所 特定計量器(皮革面積計に限る。)の所在

の場所

●東京都告示第九百五十四号

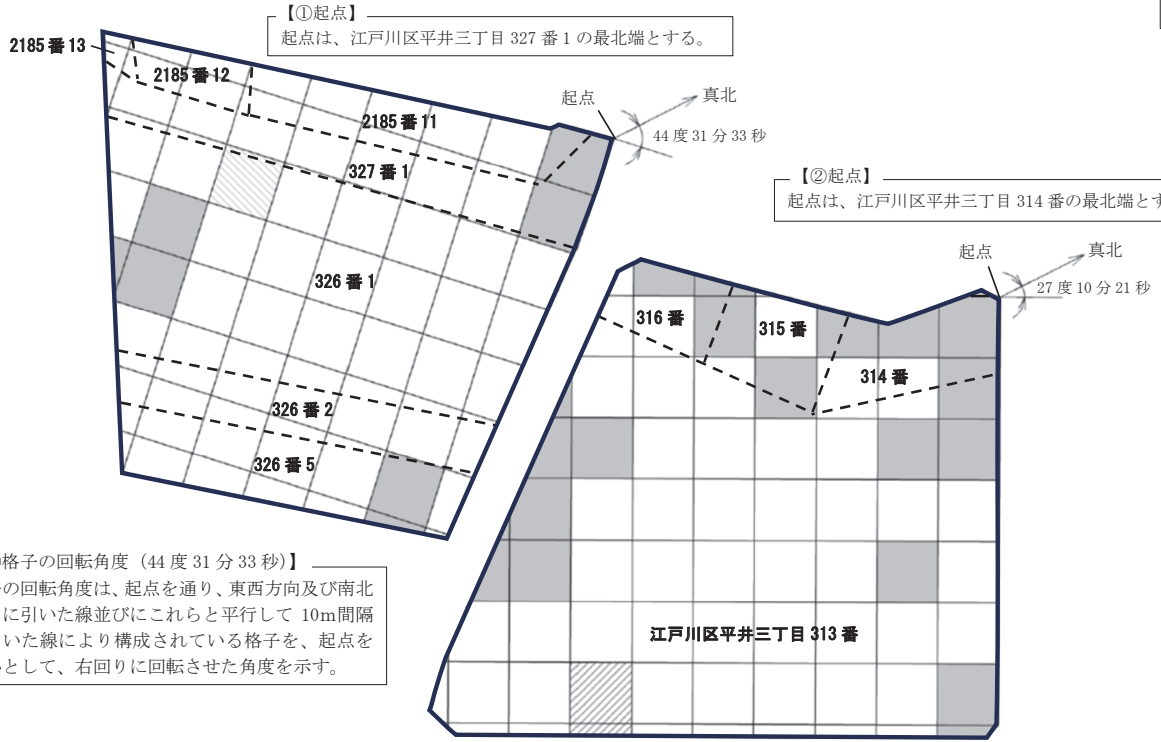
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区平井三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【①起点】
 起点は、江戸川区平井三丁目 327 番 1 の最北端とする。

【②起点】
 起点は、江戸川区平井三丁目 314 番の最北端とする。

【①格子の回転角度 (44度 31分 33秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【②格子の回転角度 (27度 10分 21秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- : 単位区画 - - - : 筆境界 ——— : 敷地境界
 - : 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示550号で指定した区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (指定する区域)
 - ▩ : 指定を解除する区域

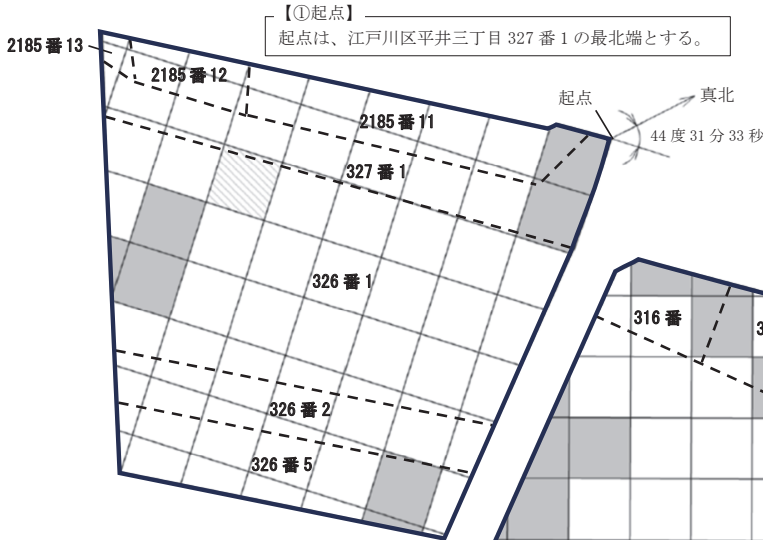
●東京都告示第九百五十五号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第五百五十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十二日
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (江戸川区平井三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一—トリクロロエタン、一・一—トリクロロエタン、トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



【①格子の回転角度 (44度 31分 33秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【②格子の回転角度 (27度 10分 21秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - : 形質変更時要届出区域 (令和 6 年東京都告示 550 号で指定した区域)
 - ▨ : 形質変更時要届出区域 (指定する区域)
 - ▩ : 指定を解除する区域

江戸川区平井三丁目 313 番

●東京都告示第九百五十六号

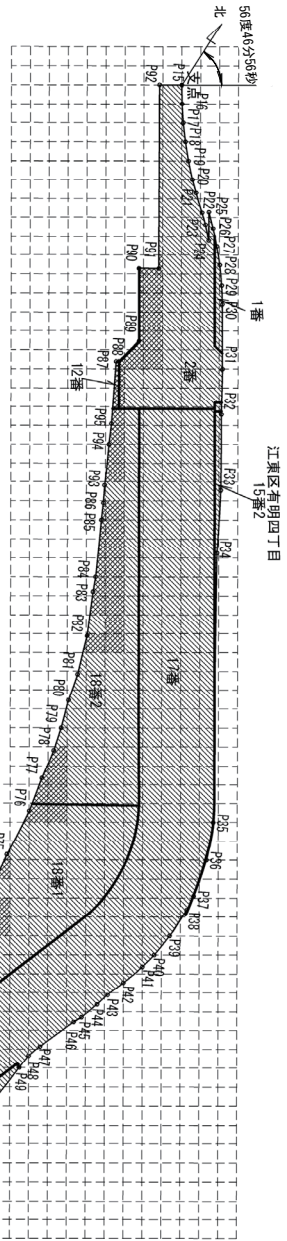
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百六十八号及び同年東京都告示第千二百六十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (江東区有明四丁目地内及び同区青海三丁目地先地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P66	-42746.349	-3525.410
P67	-42742.397	-3518.687
P68	-42694.989	-3522.228
P69	-42638.157	-3559.960
P70	-42615.461	-3525.238
P71	-42493.137	-3509.000
P72	-42484.019	-3495.213
P73	-42464.008	-3496.113
P74	-42446.135	-3508.254
P75	-42421.080	-3511.834
P76	-42395.169	-3514.742
P77	-42377.064	-3518.844
P78	-42361.235	-3521.830
P79	-42349.262	-3525.140
P80	-42335.088	-3529.868

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P81	-42320.832	-3533.553
P82	-42301.022	-3540.686
P83	-42279.852	-3550.979
P84	-42272.568	-3554.194
P85	-42245.921	-3568.287
P86	-42237.830	-3572.354
P87	-42171.751	-3608.130
P88	-42170.856	-3608.834
P89	-42156.173	-3628.883
P90	-42124.293	-3625.122
P91	-42118.607	-3616.373
P92	-42037.308	-3668.790
P93	-42229.785	-3576.852
P94	-42210.389	-3581.041
P95	-42200.526	-3592.031
P96	-42547.043	-3456.404

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P15	-42030.828	-3659.989
P16	-42039.089	-3654.350
P17	-42047.076	-3648.300
P18	-42054.788	-3641.832
P19	-42062.220	-3634.940
P20	-42069.364	-3627.615
P21	-42074.182	-3622.223
P22	-42081.149	-3613.711
P23	-42085.556	-3608.655
P24	-42091.365	-3602.711
P25	-42078.920	-3610.938
P26	-42084.959	-3604.191
P27	-42091.640	-3597.441
P28	-42099.241	-3590.540

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P29	-42107.655	-3683.733
P30	-42115.522	-3678.060
P31	-42143.974	-3659.124
P32	-42164.434	-3546.211
P33	-42198.138	-3524.184
P34	-42226.821	-3507.647
P35	-42348.597	-3430.443
P36	-42565.256	-3422.402
P37	-42384.761	-3417.552
P38	-42392.800	-3416.552
P39	-42409.331	-3416.539
P40	-42422.132	-3417.769
P41	-42430.861	-3419.505
P42	-42443.247	-3423.305
P43	-42453.477	-3426.670
P44	-42460.679	-3428.441
P45	-42470.877	-3431.571
P46	-42475.285	-3433.598
P47	-42495.908	-3441.250
P48	-42503.282	-3443.554
P49	-42511.482	-3444.126
P50	-42555.112	-3448.246
P51	-42584.574	-3460.390
P52	-42583.194	-3463.971
P53	-42591.625	-3467.377
P54	-42593.471	-3463.611
P55	-42599.373	-3466.089
P56	-42622.262	-3455.245
P57	-42690.179	-3457.656
P58	-42704.853	-3423.142
P59	-42847.209	-3483.452
P60	-42848.989	-3485.290
P61	-42849.053	-3488.153
P62	-42834.862	-3521.675
P63	-42819.966	-3511.318
P64	-42783.391	-3535.733
P65	-42755.319	-3518.838

凡例

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要面出区域 (平成29年東京都告示第888号により指定した区域)
- 単位区域
- 事業敷地
- 境界

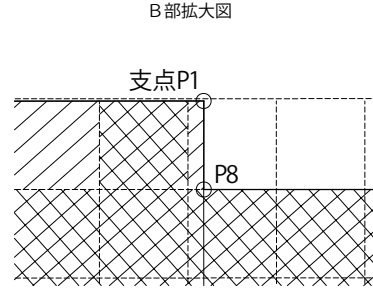
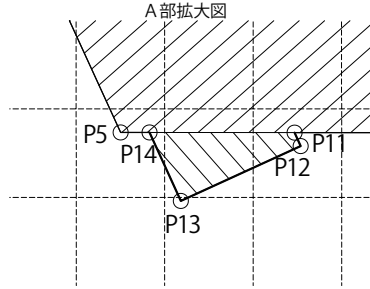
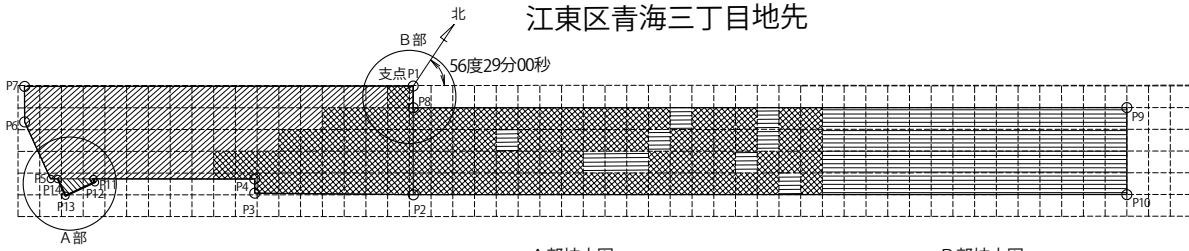
<支点>
 支点は、事業敷地の最北端(X=-42030.828 Y=-3659.989)とする。

<格子の回転角度: 50度46分56秒>
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

別図

江東区青海三丁目地先



凡例

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第36号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1261号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第868号により指定した区域)
- 単位区画
- 事業敷地

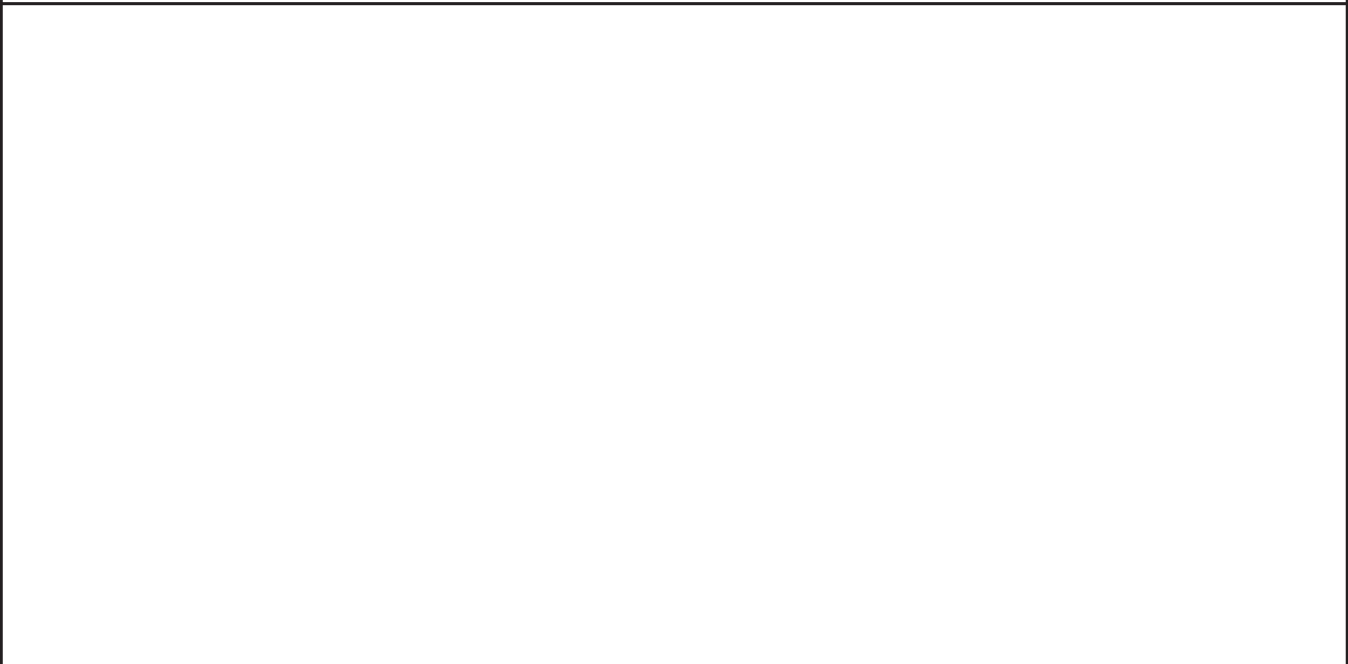
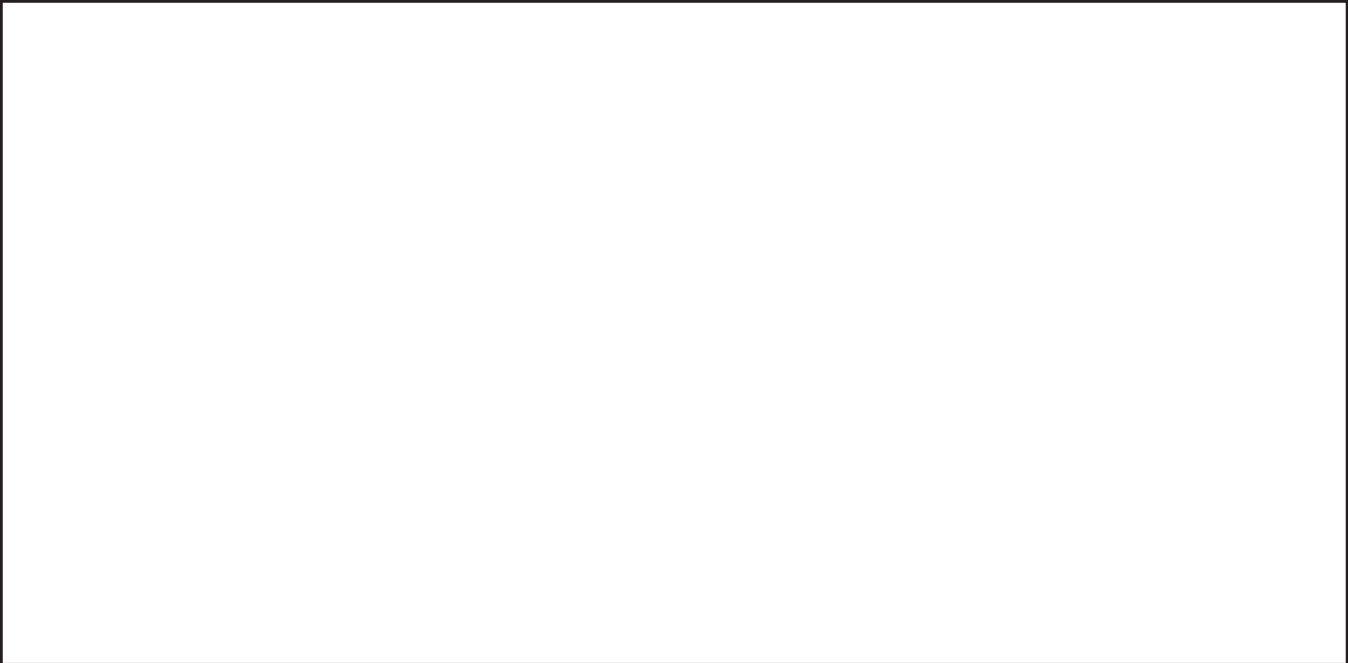
<支点>
 支点は、(X=-43511.738 Y=-2959.223) とする。

<格子の回転角度 56度29分00秒>
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P1	-43511.738	-2959.223
P2	-43553.423	-2931.614
P3	-43593.060	-2992.819
P4	-43587.610	-2996.424
P5	-43639.415	-3074.718
P6	-43624.179	-3099.167
P7	-43610.543	-3108.220
P8	-43520.085	-2953.716
P9	-43338.855	-2680.080
P10	-43372.205	-2657.993
P11	-43628.560	-3058.323
P12	-43629.443	-3056.903
P13	-43642.100	-3064.774
P14	-43637.607	-3072.000

※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により世界測地系座標計算によって作成した。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051